

令04原機(ふ)222
令和4年9月2日

原子力規制委員会 殿

住所 茨城県那珂郡東海村大字舟石川 765 番地 1
氏名 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構
理事長 小口 正範
(公印省略)

定期事業者検査報告書 (定期事業者検査開始時)

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第43条の3の16第1項の規定に基づく新型転換炉原型炉ふげんの発電用原子炉施設の定期事業者検査を開始しますので、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第43条の3の16第3項の規定に基づき下記のとおり報告いたします。

記

1. 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
 - (1) 名 称 : 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構
 - (2) 住 所 : 茨城県那珂郡東海村大字舟石川 765 番地 1
 - (3) 代表者の氏名 : 理事長 小口 正範
2. 発電用原子炉を設置した工場又は事業所の名称及び所在地
 - (1) 名 称 : 新型転換炉原型炉ふげん
 - (2) 所 在 地 : 福井県敦賀市明神町 3 番地
3. 検査に係る発電用原子炉施設の種類及び施設番号
新型転換炉原型炉施設廃止措置計画変更認可申請書に定める以下の性能維持施設
 - (1) 原子炉施設の一般構造
 - (2) 原子炉本体
 - (3) 核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設

- (4) 放射性廃棄物の廃棄施設
- (5) 放射線管理施設
- (6) 原子炉格納施設
- (7) その他原子炉の附属施設
- (8) 主要な施設

4. 検査の実績又は予定の概要

(1) 検査の実績

検査の実績は、定期事業者検査が終了したときに報告する。なお、当該検査の開始までに先行して実施した検査はない。

(2) 予定の概要

検査予定は、添付書類 別紙-1「定期事業者検査予定一覧」のとおり。なお、定期事業者検査期間中に維持期間が終了し維持不要となった設備又は機能については、定期事業者検査の対象から除外する。

以 上

1. 定期事業者検査の計画

(1) 定期事業者検査に係る工程

定期事業者検査は、次の期間で実施する。各検査予定日は、別紙ー1「定期事業者検査予定一覧」のとおり。

自 令和 4年 10月 3日

至 令和 5年 3月 24日

(2) 当該定期事業者検査期間中に実施する工事

定期事業者検査の工程に直接影響する工事はない。

(3) 当該定期事業者検査期間中に実施する定期事業者検査項目

新型転換炉原型炉ふげんは、別紙ー2「性能維持施設に係る点検計画」に定める点検頻度に基づき定期事業者検査を実施する。当該計画に基づき定期事業者検査では、別紙ー1「定期事業者検査予定一覧」に示す検査項目を実施する。

なお、前回の定期事業者検査から、検査範囲を以下に示すとおり変更する。

イ. 廃止措置計画の変更認可に基づき、固体廃棄物の廃棄設備のうち、アスファルト固化装置については、セメント混練固化装置への更新のため、令和4年9月に供用を終了することから、検査項目から除外する。

(4) 前回の定期事業者検査からの変更点

なし

2. 発電用原子炉及び施設管理の重要度が高い系統について定量的に定める施設管理目標

研究開発段階発電用原子炉の設置、運転等に関する規則（以下「規則」という。）

第76条第1項第3号の規定により該当なし。

3. 施設管理実施計画に係る次に掲げる事項

(1) 施設管理実施計画の始期（定期事業者検査の開始する日をいう。）及び期間

施設管理実施計画の始期は、第3回定期事業者検査開始日から第4回定期事業者検査開始日の前日までの期間とする。

(2) 発電用原子炉施設の工事の方法及び時期

イ. 液体廃棄物の廃棄設備のうち、床ドレン処理系における床ドレン収集ポンプ及び機器ドレン処理系における廃液収集ポンプ並びに核燃料物質貯蔵設備のうち、使用済燃料貯蔵設備におけるプール水冷却浄化系循環ポンプの冷却方式の更新（令和4年4月28日付け令04原機（敦廃）003にて廃止措置計画変更認可申請、令和4年8月24日付け令04原機（敦廃）006にて廃止措置計画変更認可申請を一部補正）

(イ) 工事概要

本工事は、除熱機能を有する原子炉補機冷却系の高経年化や熱負荷の減少を踏まえ、信頼性の向上を図るために、原子炉補機冷却系の負荷である液体廃棄物の廃棄設備のうち、床ドレン処理系における床ドレン収集ポンプ及び機器ドレン処理系における廃液収集ポンプ並びに核燃料物質貯蔵設備のうち、使用済燃料貯蔵設備におけるプール水冷却浄化系循環ポンプについて、冷凍機及び循環ポンプを内蔵した個別の冷却水循環装置による冷却方式に更新する。

(ロ) 予定時期

本定期事業者検査期間中

ロ. 発電所補助系設備のうち、圧縮空気系設備における空気圧縮機の更新（令和4年4月28日付け令04原機（敦廃）003にて廃止措置計画変更認可申請、令和4年8月24日付け令04原機（敦廃）006にて廃止措置計画変更認可申請を一部補正）

(イ) 工事概要

本工事は、空気圧縮機の高経年化を踏まえ、信頼性の向上を図るために、発

電所補助系設備のうち、圧縮空気系設備における空気圧縮機について、空冷式のユニット型空気圧縮機に更新する。

(ロ) 予定時期

令和5年7月～令和5年12月

ハ. 専ら廃止措置に必要な主要装置におけるセメント混練固化装置の設置（令和4年2月21日認可（原規規発第2202215号））

(イ) 工事概要

本工事は、新型転換炉原型炉施設で発生した濃縮廃液等の廃棄物を処理するため、固化機能及び漏えい防止機能並びに遮へい機能を持つセメント混練固化装置を設置する。

(ロ) 予定時期

令和5年7月～令和7年9月

(3) 発電用原子炉施設の点検及び検査（以下「点検等」という。）の方法、実施頻度及び時期

別紙ー2「性能維持施設に係る点検計画」のとおり。

(4) 発電用原子炉施設の工事及び点検等を実施する際に行う保安の確保のための措置

なし

4. 規則第52条第2項に規定する判定方法に関すること（一定の期間を含む）

点検等の方法に記載される時間基準保全の方式としている点検等については、その実施頻度の設定において、所定の機能を発揮できなくなる前、すなわち技術基準に適合する状態を維持すると考えられる期間中に点検等を行うように考慮されている。そのため、点検等の実施頻度を踏まえて定期事業者検査の「一定の期間」を「13月」として設定する。なお、各検査方法、実施頻度については、別紙ー2「性能維持施設に係る点検計画」のとおり。

5. 前回の定期事業者検査において提出した前 3 号に掲げる事項を説明する書類の内容に変更があった場合にあっては、その変更の内容を説明する書類

なし

6. 前回の定期事業者検査において提出した第 2 号又は第 3 号に掲げる事項について評価を行い、当該事項を変更した場合にあっては、その評価の結果を記載した書類

なし

7. 前回の定期事業者検査において提出した第 4 号に掲げる事項を説明する書類の内容（一定の期間に係るものに限る。）に変更があった場合にあっては、規則第 52 条第 3 項各号に掲げる事項について記載した書類

なし

定期事業者検査予定一覧

番号	施設区分	設備等の区分	定期事業者検査名	検査予定日
1	の原子炉施設 一般構造	その他の主要な構造	建屋・構築物等外観検査	令和4年10月3日、令和5年2月28日
	原子炉本体	放射線遮蔽体		
	原子炉格納施設	構造		
2	核燃料物質の貯蔵施設及び核燃料物質の取扱施設	核燃料物質取扱設備	核燃料物質取扱設備機能検査	令和4年12月8日、12月15日
3			核燃料物質取扱設備外観検査	令和4年10月20日
4		核燃料物質貯蔵設備	核燃料物質貯蔵設備貯蔵能力確認検査	令和4年12月8日
5			核燃料物質貯蔵設備機能検査	令和5年2月2日
6	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の施設	排気筒外観検査	令和4年10月27日
7		液体廃棄物の廃棄設備	液体廃棄物処理設備貯蔵能力確認検査	令和4年10月20日、令和5年2月16日
8			液体廃棄物処理設備外観検査	令和4年11月10日
9			液体廃棄物処理設備機能検査	令和4年10月20日、令和5年2月16日、3月9日
10		固体廃棄物の廃棄設備	固体廃棄物処理設備貯蔵能力確認検査	令和5年2月20日
11			雑固体廃棄物焼却設備機能検査	令和5年2月9日
12	固体廃棄物貯蔵庫貯蔵能力確認検査		令和4年10月13日	

番号	施設区分	設備等の区分	定期事業者検査名	検査予定日
13	放射線管理施設	屋内管理用の主要な設備	プロセスモニタ機能検査	令和4年11月17日
14			エリアモニタ機能検査	令和5年1月31日
15			分析用放射線測定装置性能検査	令和5年2月24日
16			携帯用及び半固定放射線検出器性能検査	令和5年2月10日、15日、17日
17			プロセスモニタ機能検査 (燃料貯蔵プール建屋換気系)	令和4年11月30日
18		屋外管理用の主要な設備	排気筒モニタ機能検査	令和4年12月1日、12月14日
19			放水槽モニタ機能検査	令和4年11月30日
20			気象観測設備機能検査	令和4年11月2日
21			固定モニタリング設備(モニタリングポスト)機能検査	令和4年12月1日
22			車載放射線測定器機能検査	令和4年12月9日
23	その他原子炉の附属施設	原子炉補機冷却系補	原子炉補機冷却系機能検査	令和5年1月26日
24		海水系	原子炉補機冷却海水系機能検査	令和5年2月9日
25		換気設備	換気設備機能検査	令和4年12月22日、令和5年3月2日、3月9日、3月15日
26		—	非常用照明設備外観検査	令和4年11月10日
27		非常用電源設備	受電系統(275kV、77kV)外観検査	令和5年1月19日
28			ディーゼル発電機機能検査	令和5年3月16日
29			蓄電池機能検査	令和4年12月7日
30	主要な施設	発電所補助系設備	消火設備機能検査	令和5年3月15日
31			圧縮空気系設備機能検査	令和5年3月17日
32		—	クレーン設備機能検査	令和5年3月16日

性能維持施設に係る点検計画

施設区分	設備等の区分	設備(建屋)名称	定期事業者検査予定一覧(別紙一)番号	設備、維持台数、構造等	要求される機能	性能	点検計画		
							機能維持の方法	頻度	
原子炉施設全般構造	その他の主要な構造	原子炉建屋	1	地下2階・地上5階 鉄筋コンクリート造	漏えい防止機能 拡散防止機能 遮へい機能	<ul style="list-style-type: none"> 放射線障害の防止に影響するようない状態であること 放射線障害の防止に影響するようない状態であること 放射線障害の防止に影響するようない状態であること 	外観点検により機能を維持する	1年に1回	
		原子炉補助建屋	1	地下2階・地上3階 鉄筋コンクリート造	漏えい防止機能 拡散防止機能 遮へい機能		外観点検により機能を維持する	1年に1回	
		タービン建屋	1	地下2階・地上1階 鉄筋コンクリート造	漏えい防止機能 拡散防止機能 遮へい機能		外観点検により機能を維持する	1年に1回	
		燃料貯蔵プール建屋	1	地下2階・地上2階 鉄筋コンクリート造	漏えい防止機能 拡散防止機能 遮へい機能		外観点検により機能を維持する	1年に1回	
		廃棄物処理建屋	1	地下1階・地上3階 鉄筋コンクリート造	漏えい防止機能 拡散防止機能 遮へい機能		外観点検により機能を維持する	1年に1回	
		鉄水遮へい体	1	側部及び上下部遮へい体からなる炭素鋼製の溶接構造タンク	遮へい機能		外観点検により機能を維持する	1年に1回	
		外周壁(生体遮へい体)	1	鉄筋コンクリート造	遮へい機能		外観点検により機能を維持する	1年に1回	
		原子炉建屋外壁	1	鉄筋コンクリート造	漏えい防止機能 遮へい機能		外観点検により機能を維持する	1年に1回	
		燃料移送装置	2	燃料移送機 ・基数:1基	移送機能		<ul style="list-style-type: none"> 装置の運転状態に異常のないこと 停止機能、ブレーキが正常に動作すること 燃料移送機については、グリッパ電源が喪失した場合においても、停止した位置で機殻燃料が保持されること 	燃料移送機の動作状態の確認により機能を維持する	1年に1回
		核燃料物質取扱設備	3	キャスク洗浄室	拡散防止機能		<ul style="list-style-type: none"> 著しい漏洩又はその形跡がなく、亀裂、変形等有意な欠陥がない状態であること 	外観点検により機能を維持する	1年に1回
核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設	核燃料物質貯蔵設備	キャスク取扱装置	2	キャスク取扱クレーン ・基数:1基	吊上げ・運搬機能	<ul style="list-style-type: none"> 装置の運転状態に異常のないこと 停止機能、ブレーキが正常に動作すること 	クレーンの動作状態の確認により機能を維持する	1年に1回	
		燃料貯蔵ラック	4	貯蔵ラック ・基数:1基	貯蔵機能 未読昇維持機能	<ul style="list-style-type: none"> 貯蔵能力に影響を与える著しい破損、著しい変形がないこと 	外観点検により機能を維持する	1年に1回	
		使用済燃料貯蔵プール	4	使用済燃料貯蔵プール ・基数:1基	貯蔵機能 遮へい機能	<ul style="list-style-type: none"> 貯蔵能力に影響を与える著しい破損、著しい変形がないこと 	外観点検により機能を維持する	1年に1回	
		循環ポンプ	5	循環ポンプ ・台数:1台 ろ過脱塩器 ・基数:1台	浄化機能	<ul style="list-style-type: none"> プール水冷却循環ポンプ出口流量が基準値を満足し安定しており、各部の運転状態に異常がないこと 	<ul style="list-style-type: none"> システムの運転状態の確認により機能を維持する 	1年に1回	
		プール水冷却浄化系	5	プール水冷却浄化系	浄化機能				1年に1回

性能維持施設に係る点検計画

施設区分	設備等の区分	設備(建屋)名称		定期事業者検査予定一覧(別紙-1)番号	設備、維持台数、構造等	要求される機能	性能	点検計画		
		設備(建屋)	名称					機能維持の方法	頻度	
放射能廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	排気口	主排気筒	6	・基数:1基	放出低減機能	・排気口の機能を損なうような亀裂、変形等有意な欠陥がないこと	外観点検により機能を維持する	1年に1回	
						放出低減機能		外観点検により機能を維持する	1年に1回	
	液体廃棄物の廃棄設備	機器ドレン処理系	—	—	7	廃液収集タンク ・基数:1基	貯蔵機能	・著しい漏洩又はその形跡がなく、亀裂、変形等有意な欠陥がない状態であること	外観点検により機能を維持する	1年に1回
							漏えい防止機能	・警報及びびインターロックが正常に動作すること	警報及びびインターロックの確認により機能を維持する	1年に1回
							貯蔵機能	・著しい漏洩又はその形跡がなく、亀裂、変形等有意な欠陥がない状態であること	外観点検により機能を維持する	1年に1回
							漏えい防止機能	・警報及びびインターロックが正常に動作すること	警報の動作状態の確認により機能を維持する	1年に1回
							貯蔵機能	・著しい漏洩又はその形跡がなく、亀裂、変形等有意な欠陥がない状態であること	外観点検により機能を維持する	1年に1回
							放出低減機能	・警報及びびインターロックが正常に動作すること	警報の動作状態の確認により機能を維持する	1年に1回
							貯蔵機能	・著しい漏洩又はその形跡がなく、亀裂、変形等有意な欠陥がない状態であること	外観点検により機能を維持する	1年に1回
							放出低減機能	・警報及びびインターロックが正常に動作すること	警報及びびインターロックの動作状態の確認により機能を維持する	1年に1回
							漏えい防止機能	・処理能力が基準値以上であること ・系統からの著しい漏洩がないこと	装置への通水状態の確認により機能を維持する	1年に1回
							貯蔵機能	・著しい漏洩又はその形跡がなく、亀裂、変形等有意な欠陥がない状態であること	外観点検により機能を維持する	1年に1回
液体廃棄物の廃棄設備	床ドレン処理系	—	—	7	床ドレン収集タンク ・基数:1基	貯蔵機能	・著しい漏洩又はその形跡がなく、亀裂、変形等有意な欠陥がない状態であること	外観点検により機能を維持する	1年に1回	
						漏えい防止機能	・警報及びびインターロックが正常に動作すること	警報の動作状態の確認により機能を維持する	1年に1回	
						貯蔵機能	・著しい漏洩又はその形跡がなく、亀裂、変形等有意な欠陥がない状態であること	外観点検により機能を維持する	1年に1回	
						放出低減機能	・警報及びびインターロックが正常に動作すること	警報の動作状態の確認により機能を維持する	1年に1回	
						貯蔵機能	・著しい漏洩又はその形跡がなく、亀裂、変形等有意な欠陥がない状態であること	外観点検により機能を維持する	1年に1回	
						放出低減機能	・警報及びびインターロックが正常に動作すること	警報の動作状態の確認により機能を維持する	1年に1回	
						貯蔵機能	・著しい漏洩又はその形跡がなく、亀裂、変形等有意な欠陥がない状態であること	外観点検により機能を維持する	1年に1回	
						放出低減機能	・警報及びびインターロックが正常に動作すること	警報の動作状態の確認により機能を維持する	1年に1回	
						貯蔵機能	・著しい漏洩又はその形跡がなく、亀裂、変形等有意な欠陥がない状態であること	外観点検により機能を維持する	1年に1回	
						放出低減機能	・警報及びびインターロックが正常に動作すること	警報の動作状態の確認により機能を維持する	1年に1回	
						貯蔵機能	・著しい漏洩又はその形跡がなく、亀裂、変形等有意な欠陥がない状態であること	外観点検により機能を維持する	1年に1回	
						液体廃棄物の廃棄設備	再生廃液処理系	—	—	7
放出低減機能	・警報及びびインターロックが正常に動作すること	警報の動作状態の確認により機能を維持する	1年に1回							
貯蔵機能	・著しい漏洩又はその形跡がなく、亀裂、変形等有意な欠陥がない状態であること	外観点検により機能を維持する	1年に1回							
放出低減機能	・警報及びびインターロックが正常に動作すること	警報の動作状態の確認により機能を維持する	1年に1回							
貯蔵機能	・著しい漏洩又はその形跡がなく、亀裂、変形等有意な欠陥がない状態であること	外観点検により機能を維持する	1年に1回							
放出低減機能	・警報及びびインターロックが正常に動作すること	警報の動作状態の確認により機能を維持する	1年に1回							
貯蔵機能	・著しい漏洩又はその形跡がなく、亀裂、変形等有意な欠陥がない状態であること	外観点検により機能を維持する	1年に1回							
放出低減機能	・警報及びびインターロックが正常に動作すること	警報の動作状態の確認により機能を維持する	1年に1回							
貯蔵機能	・著しい漏洩又はその形跡がなく、亀裂、変形等有意な欠陥がない状態であること	外観点検により機能を維持する	1年に1回							
放出低減機能	・警報及びびインターロックが正常に動作すること	警報の動作状態の確認により機能を維持する	1年に1回							
貯蔵機能	・著しい漏洩又はその形跡がなく、亀裂、変形等有意な欠陥がない状態であること	外観点検により機能を維持する	1年に1回							
液体廃棄物の廃棄設備	—	—	—	9	蒸発濃縮装置 ・基数:2基					

性能維持施設に係る点検計画

施設区分	設備等の区分	設備(建屋)名称	定期事業者検査予定一覧(別紙-1)番号	設備、維持台数、構造等	要求される機能	性能	点検計画			
							機能維持の方法	頻度		
放射線廃棄物の 廃棄施設	液体廃棄物の 廃棄設備	洗濯廃液処理系	7	洗濯廃液タンク -基数:1基	貯蔵機能	著しい漏洩又はその形跡がなく、亀裂、変形等有意な欠陥がない状態であること	外観点検により機能を維持する	1年に1回		
			9		漏えい防止機能	警報及びインターロックが正常に動作すること	警報の動作状態の確認により機能を維持する	1年に1回		
			7		貯蔵機能 放出低減機能	著しい漏洩又はその形跡がなく、亀裂、変形等有意な欠陥がない状態であること	外観点検により機能を維持する	1年に1回		
					9		漏えい防止機能	警報及びインターロックが正常に動作すること	警報の動作状態の確認により機能を維持する	1年に1回
					7		放出低減機能	著しい漏洩又はその形跡がなく、亀裂、変形等有意な欠陥がない状態であること	外観点検により機能を維持する	1年に1回
					8	復水器冷却水放水路 -基数:一式	放出低減機能	著しい漏洩又はその形跡がなく、亀裂、変形等有意な欠陥がない状態であること	外観点検により機能を維持する	1年に1回
					9	漏えい検出装置 -基数:一式	漏えいの早期検出機能	警報が正常に動作すること	警報の動作状態の確認により機能を維持する	1年に1回
					10	粒状廃樹脂貯蔵タンク -基数:7基	貯蔵機能		外観点検により機能を維持する	1年に1回
					10	粉末廃樹脂貯蔵タンク -基数:2基	貯蔵機能	著しい漏洩又はその形跡がなく、亀裂、変形等有意な欠陥がない状態であること	外観点検により機能を維持する	1年に1回
					10	フィルタストラッジ貯蔵タンク -基数:2基	貯蔵機能		外観点検により機能を維持する	1年に1回
					11	維固体廃棄物焼却設備 -基数:1基	減容機能	運転状態に異常がないこと	設備の運転状態の確認により機能を維持する	1年に1回
					12	第1固体廃棄物貯蔵庫 -基数:1棟	貯蔵機能 遮へい機能		外観点検により機能を維持する	1年に1回
					12	第2固体廃棄物貯蔵庫 -基数:1棟	貯蔵機能 遮へい機能	放射線障害の防止に影響するような有意な損傷がない状態であること	外観点検により機能を維持する	1年に1回
					13	原子炉補機冷却水モータ -基数:1台	監視機能	警報動作が警報設定値及びその誤差範囲内で発生し、警報が正常に動作すること	点検・校正及び警報動作状態の確認により機能を維持する	1年に1回
					13 17	換気系モータ -基数:ダストモータ 6台	監視機能	警報動作が警報設定値及びその誤差範囲内で発生し、警報が正常に動作すること	点検・校正及び警報動作状態の確認により機能を維持する	1年に1回
					17	換気系モータ -基数:ガスモータ 1台	監視機能	点検・校正、警報動作状態及びインターロック動作状態の確認により機能を維持する	点検・校正、警報動作状態及びインターロック動作状態の確認により機能を維持する	1年に1回

性能維持施設に係る点検計画

施設区分	設備等の区分	設備(建屋)名称	定期事業者検査予定一覧(別紙一)番号	設備、維持台数、構造等	要求される機能	性能	点検計画		
							機能維持の方法	頻度	
放射線管理施設	屋内管理用の主要な設備	放射線監視設備	14	γ線エリアモニタ ・基数:8台	監視機能	・警報動作が警報設定値及びその誤差範囲内で発生し、警報が正常に動作すること	点検・校正及び警報動作状態の確認により機能を維持する	1年に1回	
				トリチウムモニタ ・基数:2台	監視機能		点検・校正、警報動作状態及びメインローックの動作状態の確認により機能を維持する	1年に1回	
	放射線監視設備	分析用放射線測定装置	測定用機器 ・基数:一式	15		測定機能	・放射性物質の濃度を測定できる状態であること	点検・校正により機能を維持する	1年に1回
			携帯用及び半固定放射線検出器	16		測定機能		点検・校正により機能を維持する	1年に1回
		主排気筒モニタ	ガスモニタ ・基数:1台	18		監視機能	・警報動作が警報設定値及びその誤差範囲内で発生し、警報が正常に動作すること	点検・校正及び警報動作状態の確認により機能を維持する	1年に1回
			ダストモニタ ・基数:1台 トリチウムモニタ ・基数:1台	18		監視機能	・警報動作が警報設定値及びその誤差範囲内で発生し、警報が正常に動作すること	点検・校正及び警報動作状態の確認により機能を維持する	1年に1回
屋外管理用の主要な設備	廃棄物処理建屋排気筒モニタ	ダストモニタ ・基数:1台 トリチウムモニタ ・基数:1台	18		監視機能	・放射性物質の濃度を測定できる状態であること ・警報設定値において警報が発信すること	点検・校正及び警報動作状態の確認により機能を維持する	1年に1回	
		放水槽モニタ ・基数:1台	19		監視機能	・放射性物質の濃度を測定できる状態であること ・警報設定値において警報が発信すること	点検・校正及び警報動作状態の確認により機能を維持する	1年に1回	
	海水器冷却放水路の放水槽モニタ	気象観測装置記録計 ・基数:1台	20		監視機能	・気象観測データが記録できること	点検・校正により機能を維持する	1年に1回	
		固定モニタリング設備(ただし、日本原子力発電株式会社敦賀発電所兼用のものを除く)	21		監視機能	・警報動作値が警報設定値及びその誤差範囲内で発生し、警報が正常に動作すること	点検・校正及び警報動作状態の確認により機能を維持する	1年に1回	
原子炉格納施設	構造	放射能観測車(無線装置付)	22		監視機能	・発電所周辺地域の環境モニタリングを行えること	点検・校正により機能を維持する	1年に1回	
		原子炉格納容器	1	上下部鎖付き円筒型鋼板製 ・基数:1基	漏えい防止機能 運へい機能	・放射性物質が漏えいするような有意な損傷がない状態であること ・放射線障害の防止に影響するような有意な損傷がない状態であること	外観点検により機能を維持する	1年に1回	
	外周コンクリート壁	1	鉄筋コンクリート造 ・基数:1基	漏えい防止機能 運へい機能		外観点検により機能を維持する	1年に1回		
原子炉補機冷却系	原子炉補機冷却水ポンプ	原子炉補機冷却熱交換器 ・基数:1基	23		除熱機能	・運転量が基準値を満足し、各部の運転状態に異常のないこと	系統の運転状態の確認により機能を維持する	1年に1回	
		原子炉補機冷却水ポンプ ・基数:1台	24		除熱機能	・運転量が基準値を満足し、各部の運転状態に異常のないこと	系統の運転状態の確認により機能を維持する	1年に1回	
その他原子炉の附属施設	海水系	原子炉補機冷却系海水ポンプ ・基数:1台	24		希釈放出機能	・運転量が基準値を満足し、各部の運転状態に異常のないこと	系統の運転状態の確認により機能を維持する	1年に1回	
		原子炉補機冷却系海水ポンプ ・基数:1台	24		希釈放出機能		系統の運転状態の確認により機能を維持する	1年に1回	

性能維持施設に係る点検計画

施設区分	設備等の区分	設備(建屋)名称	定期事業者検査予定一覧(別紙-1)番号	設備、維持台数、構造等	要求される機能	性能	点検計画		
							機能維持の方法	頻度	
その他原子炉の附属施設		原子炉建屋換気系	25	送風機 ・基数:2台 排風機 ・基数:2台	空気浄化機能 拡散防止機能	給気ファン及び排気ファンの運転に異常がない状態であること	送風機・排風機の運転状態の確認により機能を維持する	1年に1回	
				フィルタユニット ・基数:1基	放出低減機能		外観点検により機能を維持する	1年に1回	
		原子炉補助系統換気系	25	送風機 ・基数:2台 排風機 ・基数:2台	空気浄化機能 拡散防止機能	給気ファン、排気ファン及びブローア等の運転に異常がない状態であること	送風機・排風機の運転状態の確認により機能を維持する	1年に1回	
					フィルタユニット ・基数:2基		放出低減機能	外観点検により機能を維持する	1年に1回
					重水系及びヘリウム系各室(原子炉補助建屋内)		拡散防止機能	送風機・排風機の運転状態における負圧確認により機能を維持する	1年に1回
		非常用ガス処理系	25	ブローア ・基数:1台 吸着塔 ・基数:2基	放出低減機能	系統の運転状態の確認により機能を維持する	系統の運転状態の確認により機能を維持する	1年に1回	
					収集タンク ・基数:1基		放出低減機能	外観点検により機能を維持する	1年に1回
					送風機 ・基数:1台 排風機 ・基数:2台		空気浄化機能 拡散防止機能	送風機・排風機の運転状態の確認により機能を維持する	1年に1回
		廃棄物処理系統換気系	25	フィルタユニット ・基数:2基	放出低減機能	給気ファン及び排気ファンの運転に異常がない状態であること	外観点検により機能を維持する	1年に1回	
					循環送風機 ・基数:2台 給入室排風機 ・基数:1台		空気浄化機能 拡散防止機能	循環送風機・給入室排風機の運転状態の確認により機能を維持する	1年に1回
					送風機 ・基数:1台 排風機 ・基数:2台		空気浄化機能 拡散防止機能	送風機・排風機の運転状態の確認により機能を維持する	1年に1回
		保物室換気系	25	フィルタユニット ・基数:1基	放出低減機能	給気ファン及び排気ファンの運転に異常がない状態であること	外観点検により機能を維持する	1年に1回	
					送風機 ・基数:2台 排風機 ・基数:2台 補助ボイラ室用排風機 ・基数:1台		空気浄化機能 拡散防止機能	送風機・排風機・補助ボイラ室用排風機の運転状態の確認により機能を維持する	1年に1回
					フィルタユニット ・基数:1基		放出低減機能	外観点検により機能を維持する	1年に1回
		燃料貯蔵プール建屋換気系	25	送風機 ・基数:1台 排風機 ・基数:2台	空気浄化機能 拡散防止機能	給気ファン及び排気ファンの運転に異常がない状態であること	送風機・排風機の運転状態の確認により機能を維持する	1年に1回	
フィルタユニット ・基数:1基	放出低減機能				外観点検により機能を維持する		1年に1回		
送風機 ・基数:1台 排風機 ・基数:2台	空気浄化機能 拡散防止機能				送風機・排風機の運転状態の確認により機能を維持する		1年に1回		

性能維持施設に係る点検計画

施設区分	設備等の区分	設備(建屋)名称	定期事業者検査予定一覧(別紙-1)番号	設備、維持台数、構造等	要求される機能	性能	点検計画			
							機能維持の方法	頻度		
その他原子炉の附属施設	換気設備	廃棄物処理建屋設備空換気系	25	送風機 ・台数:2台 貯蔵室排風機 ・台数:2台 焼却室排風機 ・台数:2台 フィルタユニット ・基数:2基	空気浄化機能 拡散防止機能	・給気ファン及び排気ファンの運転に異常がない状態であること	送風機・貯蔵室排風機・焼却室排風機の運転状態の確認により機能を維持する	1年に1回		
				非管理区域空調機(循環ファン) ・台数:1台 非管理区域排風機 ・台数:1台	放出低減機能		・給気ファン及び排気ファンの運転に異常がない状態であること	外観点検により機能を維持する	1年に1回	
				閉閉所母線 ・母線数:2 起動変圧器 ・基数:1	空気浄化機能			非管理区域空調機・非管理区域排風機の運転状態の確認により機能を維持する	1年に1回	
				閉閉所母線 ・母線数:1 予備変圧器 ・基数:1	電源供給機能	電源供給機能	・性能維持施設に電源を供給できる状態であること	充電状態の確認により機能を維持する(電気工作物保安規程に基づき点検により機能を維持する)	1年に1回	
	非常用電源設備	受電系統	275kV	27		電源供給機能				
			77kV	27		電源供給機能				
		ディーゼル発電機	—	—	28	ディーゼル発電機 ・基数:1基	電源供給機能	・手動起動操作により、ディーゼル発電機が起動すること ・ディーゼル発電機起動後、ディーゼル発電機遮断器が投入されること ・ディーゼル発電機の運転状態に異常がなく、必要な補償に対し電源を供給できること	手動にてディーゼル起動後、電源を供給できること の確認により機能を維持する	1年に1回
						蓄電池 一式 ・基数:2基	電源供給機能	・交流電源喪失時、蓄電池側に正常に切り替わること	通常時・停電時の充電状態の確認により機能を維持する	1年に1回
						非常用照明 ・基数:一式	照明機能	・商業電源が喪失した場合に非常用照明が点灯できる状態であること	通常状態の確認により機能を維持する	1年に1回
						自動火災報知設備 ・基数:一式	報知機能			
発電所補助系設備	消火設備	—	30	水消火設備 ・基数:一式	消火機能					
				泡消火設備 ・基数:一式	消火機能	・早期の消火を行えること	消防法に基づき点検により機能を維持する			
主要な施設	—	—	31	不活性ガス消火設備(炭酸ガス消火設備) ・基数:一式	消火機能					
				可搬式消火器 ・基数:一式	初期消火機能					
—	—	—	32	空気圧縮機 ・基数:一式	圧縮空気の供給機能	・設備の運転に異常がない状態であること	系統の運転状態の確認により機能を維持する	1年に1回		
				クレーン設備 ・基数:一式	吊上げ・運搬機能	・装置の運転状態に異常のないこと ・停止機能、ブレーキが正常に動作すること	労働安全衛生法に基づき点検により機能を維持する			